

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

静岡市は、第3次静岡市男女共同参画行動計画（平成27年3月策定）に加え、静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（静岡市DV防止基本計画）（平成26年3月策定）（以下、「静岡市DV防止基本計画」という。）、及び静岡市女性活躍推進計画（平成29年3月策定）を策定し、これらのもとで様々な施策をとることを通じて男女共同参画を推進してきました。

これらの計画の期間がいずれも令和4年度（2022年度）末で満了となることから、社会情勢の変化等を踏まえた上で、「第2次静岡市DV防止基本計画」及び「第2次静岡市女性活躍推進計画」を包含する形で、「第4次静岡市男女共同参画行動計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。

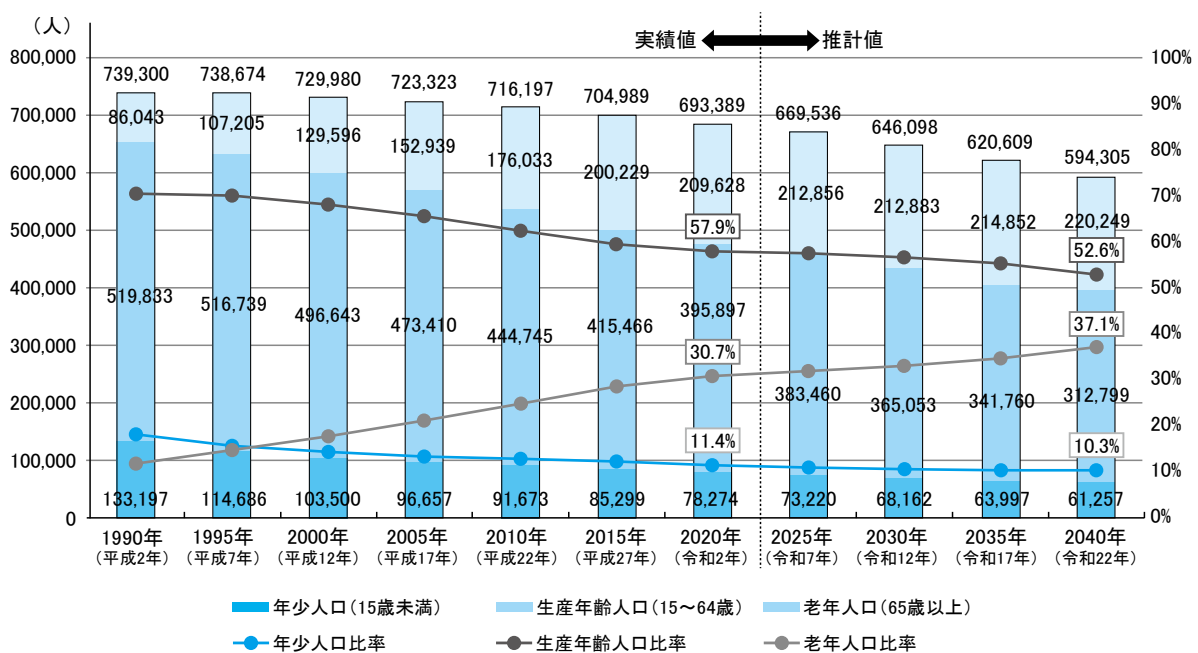
2 計画策定の背景

（1）社会経済情勢と静岡市の状況

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来

本市の人口は減少傾向にあります。2020年（令和2年）は約693,000人でしたが、10年後の2030年（令和12年）には約646,000人に、20年後の2040年（令和22年）には約594,000人に減少する見込みです。

年齢区分別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、全体に占める老年人口（65歳以上）の割合が増加し、今後ますます少子高齢化が進展することが予想されています。また、未婚・離婚の増加等による単独世帯やひとり親家庭の増加もみられます。そのため、高齢者層やひとり親家庭等への支援策の充実が、一層重要となります。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図1-1 静岡市の年齢区分別人口の推移と将来推計人口

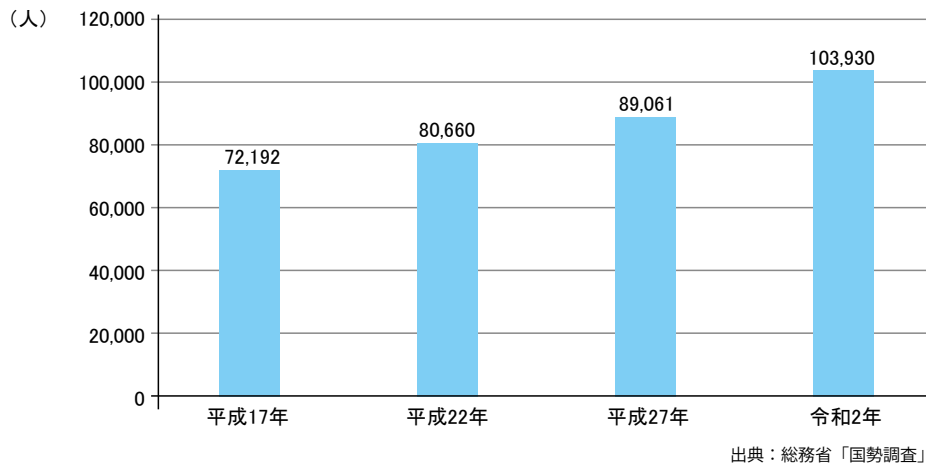


図1-2 単独世帯の推移（静岡市）

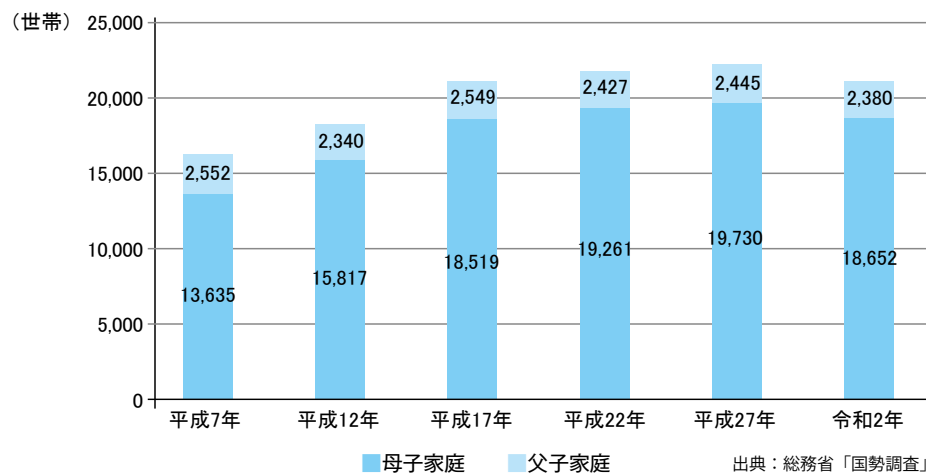


図1-3 ひとり親家庭数の推移（静岡県）

DV被害の状況

市女性会館に寄せられるDV相談の件数は、ここ数年増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響がその増加に関係していると考えられます。

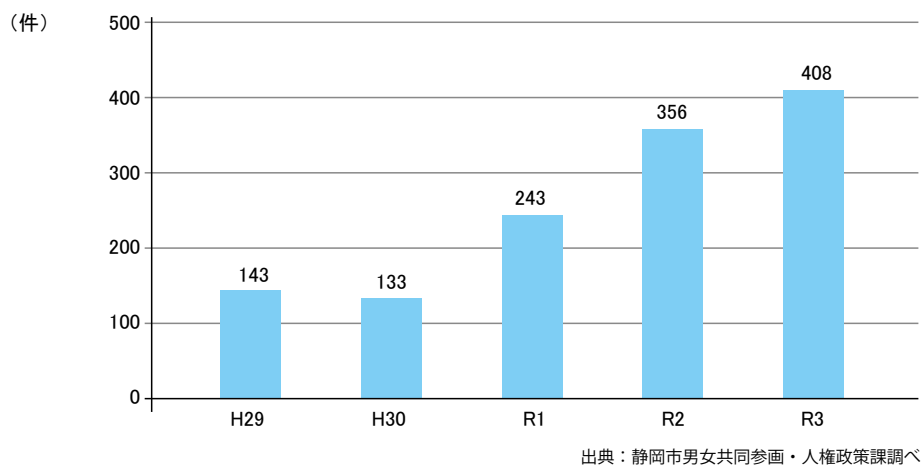
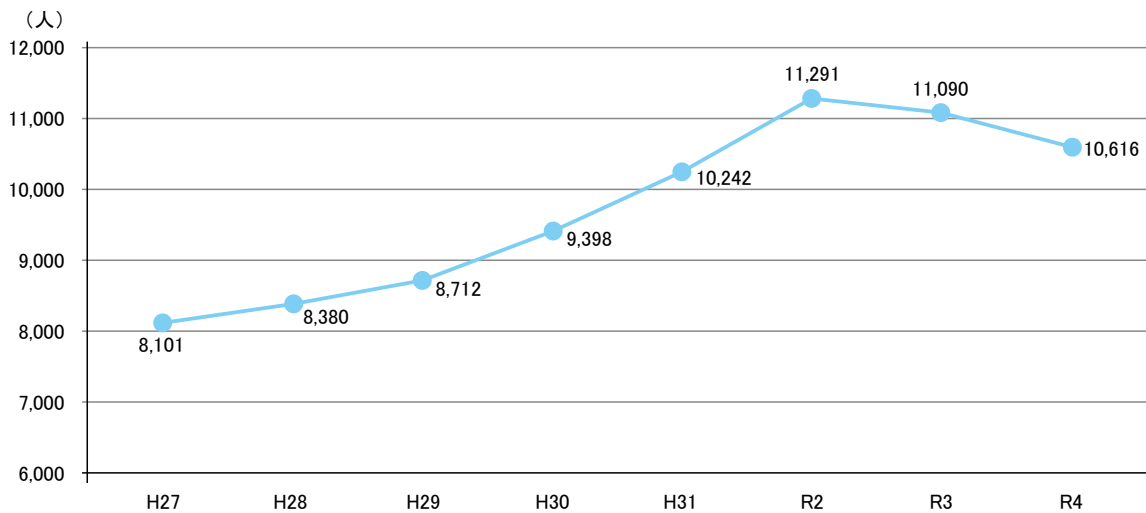


図1-4 静岡市女性会館に寄せられるDV相談件数

国際化の進展

静岡市には、中国・ベトナム・フィリピンをはじめとした多くの外国人住民が居住しています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度以降減少傾向にあるものの、近年10,000人前後で推移しています。

文化や言葉の違いから、生活上様々な困難を抱えるケースもあり、それぞれの困難に寄り添った支援が求められます。



出典：静岡市国際交流課調べ

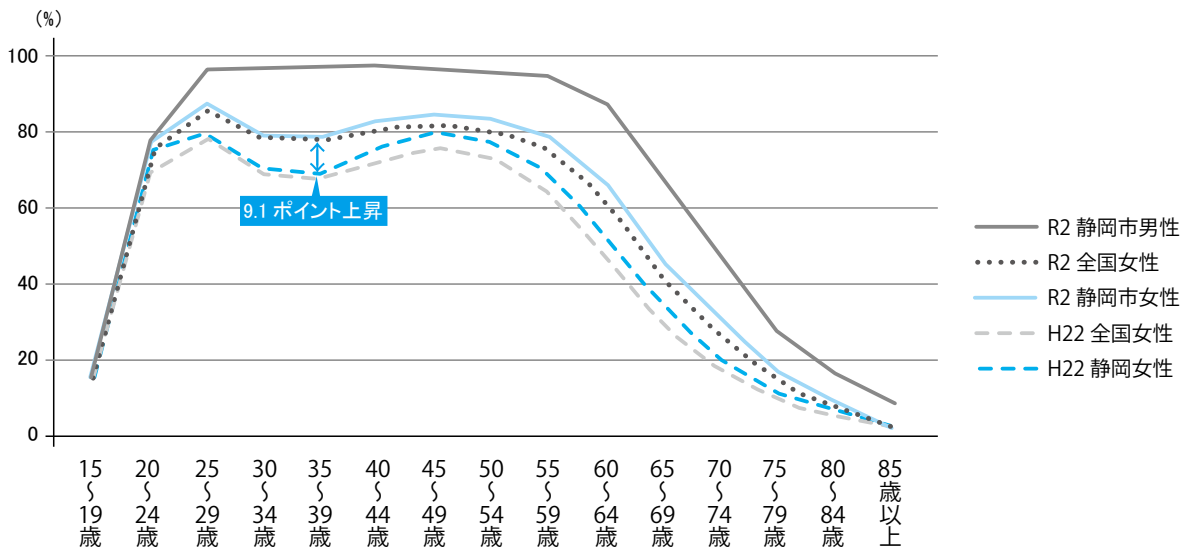
図1-5 外国人住民数の推移（静岡市）

仕事と子育ての両立支援

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」※を描いています。

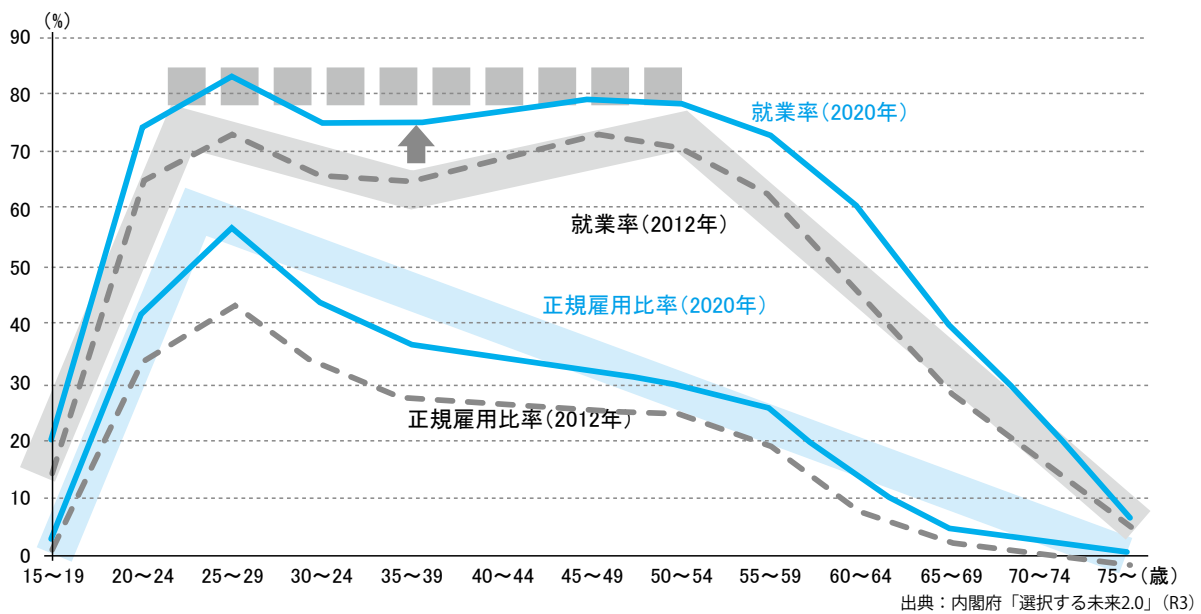
静岡市は、全国と比較すると、15～19歳及び30～34歳を除く全ての年齢階級において、女性の労働力率が高い状況になっています。

令和2年のM字カーブの底（35～39歳）は、平成22年と比較し、9.1ポイント上昇しており、働き続ける女性が増えているといえます。しかし、その内訳をみると、結婚・出産を機に離職した後の再就職先はほぼ非正規雇用であるという実態があります。国では、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」※という新たな課題が提起されています。



出典：総務省「国勢調査」

図1-6 年齢階級別労働力率（静岡市・全国）

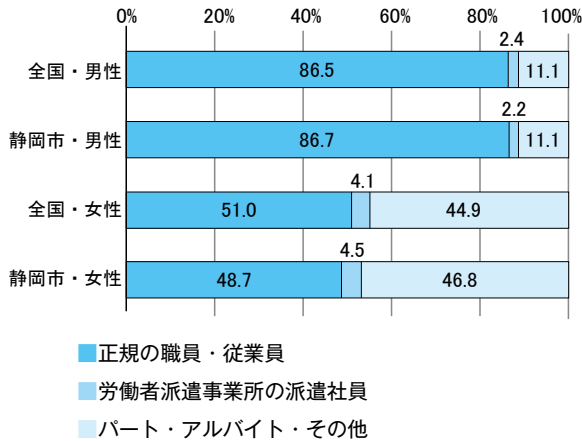


出典：内閣府「選択する未来2.0」(R3)

図1-7 女性の就業率と正規雇用比率（M字カーブとL字カーブ）（全国）

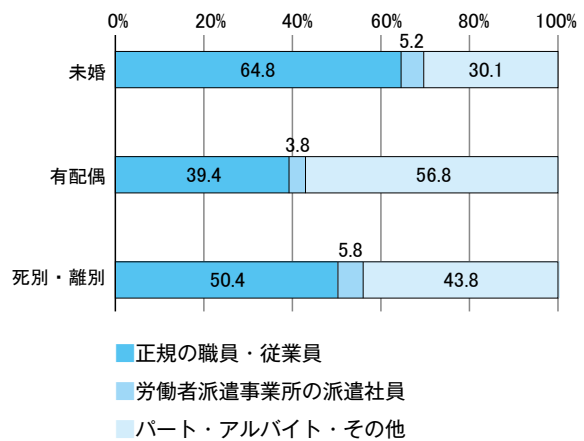
雇用情勢の変容と貧困・格差の拡大

2011年をピークに低下傾向がみられていた完全失業率は、新型コロナウイルス感染症の影響によりその低下の速度が鈍化しています。特に女性は、半数以上が非正規雇用という状況にあり、長期的な視点で見ると、貧困などの生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。



出典：総務省「国勢調査」(R2)

図1-8 15～64歳の従業者の正規・非正規雇用者の割合



出典：総務省「国勢調査」(R2)

図1-9 静岡市の15～64歳の正規・非正規雇用者の割合（女性・配偶者別）

(2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向

ア 国際社会の動向

国際社会では、平成7年の第4回世界女性会議において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となってきました。その後5年毎に、世界全体でジェンダー平等※の進捗と課題を振り返る取組が行われています。

平成27年には国連において2030年までの国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）※」が採択され、持続可能性に関する世界の諸問題について17のゴールが示されました。「ジェンダー平等」はこの目標5として掲げられています。SDGsにおいて、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント※」は、「すべてのターゲットの進展にきわめて重要な貢献をするものである」と評価されています。ジェンダー平等はSDGsの実現に不可欠の前提といえます。

また、日本は、世界経済フォーラムが発表している世界各国のジェンダー平等の程度を指数にした「ジェンダー・ギャップ指数※」は146か国中116位（2022年）と、先進国の中で最下位です。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低い状況です。

イ 国・県の動向

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が、また、静岡県においては、令和3年2月に「第3次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

国の第5次男女共同参画基本計画は、以下のような社会情勢の現状及び課題を踏まえた内容となっています。

- 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- 頻発する大規模災害
- SDGsの達成に向けた世界的な潮流

そのほか、令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年4月から従業員101人以上の事業所に女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられたほか、「労働政策総合推進法」に基づく職場のパワーハラスメント対策が義務付けられました（大企業は令和2年6月から義務付け）。さらに、「育児・介護休業法」の改正により、令和4年4月から雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化と有期雇用労働者の育児介護休業取得要件が緩和され、令和4年10月からは産後パパ育児制度が導入されています。

DV防止に関連して、「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行されました。これにより、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対象の強化を図るため、児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として、児童相談所が法文上明確化されることとなりました。またその保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

令和4年6月には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も可決されました（令和6年施行予定）。

（3） 第3次静岡市男女共同参画行動計画等の評価と今後の課題

第3次男女共同参画行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、10の基本目標に対して14の成果指標を設定して取り組んできました。14指標の数値を計画開始時と直近の数値で比較すると、「保育所待機児童数の減少」や「ひとり親家庭の非正規就業率の減少」など目標を上回る2指標を含め、着実な進展があります。行動計画に基づく183事業（令和3年度事業数）が、計画に沿って着実に進められてきた成果がうかがえます。一方で目標に至らなかった指標については、次期計画に向けて精査した上で引き続き推進していくべきと考えられます。

市DV防止基本計画では「DV相談窓口の周知度」、「夫婦間における『足でけったり、平手で打たれる』、『なぐるふりをして、おどされる』を暴力として認識する市民の割合」、「DV防止法の認知度」の3つの成果指標を設定し取り組んできました。いずれも着実な進展がみられたものの、目標値である100%には達しませんでした。目標値の達成に向け、次期計画期間中も引き続き推進していくべきと考えられます。

市女性活躍推進計画では、2の基本目標に対して6の成果指標を設定し取り組んできました。いずれもゆるやかに進展がみられたものの、十分とまでは言い難い状況にあります。目標値の達成に向けて、次期計画期間中も引き続き推進していくべきと考えられます。

なお、第3次男女共同参画行動計画において重点としていた4つの基本目標にかかる評価は、それぞれ次のとおりです。

◆ 男性にとっての男女共同参画の推進

「男性の『育児休業』『介護休業』取得について賛成する男性の割合」はほぼ目標値を達しており、共働き世帯の増加といった社会情勢の変化、育児・介護休業法などの改正も相まって、周囲に育児休業等の取得者が現れるなど意識の変革が進んでいると考えられます。しかし、令和3年度の静岡県における男性の育児休暇取得率は上昇傾向にあるものの、13.7%にとどまっており、意識と取得の実態の差が大きいと言わざるを得ません。また、「週間就業時間が60時間以上の男性の割合」は、平成24年から平成29年の5年間で1.1ポイントの減少にとどまっており、14.8%となっていることから、働き方改革の遅れが、男性が育休を取得しにくい職場環境を作ってしまった可能性が考えられます。引き続き当事者に対してだけでなく、事業者に対しても男性の家事・育児・介護への参画を促す取組を継続していく必要があります。

◆ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

「市の審議会等における女性委員の割合」や「管理的職業従事者に占める女性の割合」は、いずれも令和4年度の目標値の達成が困難な状態です。特に審議会等委員の女性の登用率はここ数年微減しています。現在実施している女性の人材リストの活用や女性委員が審議会等に増えることによる効果の周知などの取組では、女性委員の登用率の大幅な向上は望めないため、目標に達していない審議会等については、所管課に委員の登用計画書の作成を依頼する等の新たな取組を行う必要があります。また、審議会等の開催日程が性別問わず参加しやすい時間帯となっているかなどを検証していくことも大切です。

令和3年度静岡県女性の労働実態調査の事業所向けアンケートでは、「女性管理職の登用によって意思決定を行うメンバーが多様化し、より良い決定が出せるようになった」という声がありました。またその一方で、女性管理職がない理由として、「役職に必要な知識や判断力を有する女性がない」という意見もありました。他方で、同調査の従業員向けアンケートでは、「管理職になりたいか」という問いに対して、なりたいたと思わないと答えた女性は8割を超えていました。引き続き企業等の女性を管理職に登用する機運の醸成に取り組むとともに、女性社員が管理職を目指したいと思える環境づくりに資する事業の展開が必要です。

◆ 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランス※の推進

しずおか女子きらっ☆プロジェクト（女性が輝くしずおかを目指し、女性の職業生活における活躍を進めるためのプロジェクト）などを通して、労働の場における女性の活躍を推進してきたものの、令和3年度静岡県女性の労働実態調査では、係長相当職がない事業所が52.7%を占めるなど、女性管理職の割合は依然として低い水準にあります。また、男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるように、事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進してきたものの、指標8の「ワーク・ライフ・バランスという用語の周知度」では、「言葉と意味の両方を知っていた」人は43.0%で半数以下でした。さらに、「『職場』における男女の平等感」について、本市市民意識調査結果では、男性の方が優遇と感じる人の割合が49.0%とほぼ半数を占めました。また、同意識調査においては、家事時間の平均が、既婚男性1時間45分に対し、既婚女性5時間24分となっており、家事労働時間には依然として大きな男女差があります。

このことから、引き続き働くことを希望する全ての人が、差別的な取扱いや嫌がらせを受けることなく、その個性や能力を十分に発揮できるような環境づくりに資する事業を展開していく必要があります。

また、事業者向けの働き方改革に係るセミナー等を開催するなど、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進にも努めていく必要があります。

◆ 男女間のあらゆる暴力の根絶

「DV相談窓口の周知度（令和3年度）」は、計画策定前（平成24年度）と比べわずか4.4ポイントしか増加していません。このことから、相談窓口の周知にさらに力を入れていく必要があります。また、「夫婦間における、『足でける』、『平手で打つ』、『なぐるふりをして、おどす』といった身体的暴力を暴力と認識する人」の割合は、それぞれ増加していますが、まだ十分とは言えず、精神的な暴力の一つである「何を言っても長時間無視し続ける」を暴力と認識する人は49.5%にとどまっていることから、今後もDVに対する啓発に力を入れていく必要があります。さらに、平成30年度の計画の中間見直しで若年層への暴力防止の取組を拡充したものの、10代・20代の若い世代では「他の異性との会話を許さない」という心のあり方に関する精神的暴力への理解度・認知度が未だに低い状況です。デートDV※防止講座などを通じ、言葉や精神的な支配も暴力になりうることを啓発していくことが必要となります。

第3次静岡市男女共同参画行動計画における成果指標の状況

	基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感 (男性の方が優遇と感じる人の割合)	67.7% (H26年度)	75.8% (R3年度)	60%以下
2	人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進	2 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0% (H25年度)	33.4% (R3年度)	60%
3	男性にとっての男女共同参画の推進	3 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26年度)	79.0% (R3年度)	80%
		4 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (H24年度)	14.8% (H29年度)	8%以下
4	政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進	5 市の審議会等における女性委員の割合	33.0% (H26年度)	29.5% (R4年度)	40%
		6 管理的職業従事者における女性の割合	12.9% (H22年度)	15.5% (R2年度)	30%
5	地域における男女共同参画の推進	7 自治会・町内会における女性役員の割合	10.6% (H27年度)	16.4% (R4年度)	20%
6	労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進	8 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	44.5% (H25年度)	67.1% (R3年度)	80%
		9 「職場」における男女の平等感 (男性の方が優遇と感じる割合)	55.1% (H26年度)	49.0% (R3年度)	30%以下

	基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
7	男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備	10 保育所待機児童数	156人 (H26年4月)	0人 (R4年度)	0人
8	生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	11 ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭 58.8% 父子家庭 23.8% (H25年度)	母子家庭 52.2% 父子家庭 22.7% (H30年度)	減少
9	男女間のあらゆる暴力の根絶	12 DV相談窓口の周知度 (市役所・各区役所の相談窓口)	52.3% (H24年度)	56.7% (R3年度)	100%
		13 夫婦間における「①足でけったり、 ②平手で打たれる」、「③なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	①78.2% ②74.0% ③59.0% (H27年度)	①87.2% ②76.9% ③65.6% (R3年度)	100%
10	生涯を通じた男女の健康支援	14 子宮頸がん検診の受診率(69歳以下)	44.7% (H25年度)	52.9% (R3年度)	50%

静岡市DV防止基本計画における成果指標の状況

	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1	DV相談窓口の周知度(市役所・各区役所の相談窓口)	52.3% (H24年度)	56.7% (R3年度)	100%
2	夫婦間における「①足でけったり、②平手で打たれる」、「③なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	①78.2% ②74.0% ③59.0% (H27年度)	①87.2% ②76.9% ③65.6% (R3年度)	100%
3	DV防止法の認知度	73.6% (H24年度)	90.0% (R3年度)	100%

静岡市女性活躍推進計画における成果指標の状況

	基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	1 25～44歳女性の有業率	69.4% (H24年度)	77.3% (H29年度)	80%
		2 15～64歳女性で働くことを希望しながら仕事についていない人の割合	17.7% (H24年度)	15.7% (H29年度)	10%
		3 管理的職業従事者に占める女性の割合	12.9% (H22年度)	15.5% (R2年度)	30%
2	職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	4 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26年度)	79.0% (R3年度)	80%
		5 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (H24年度)	14.8% (H29年度)	8%以下
		6 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	44.5% (H25年度)	67.1% (R3年度)	80%